

令和8年4月3日

一般社団法人 日本旅行業協会 御中

沖 縄 県

沖縄県内における宿泊税の導入に伴う旅行業関係者への周知について（依頼）

平素より本県の観光行政及び税務行政につきまして、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、沖縄県及び県内5市町村（本部町、恩納村、北谷町、宮古島市及び石垣市）では、令和9年2月1日より法定外目的税である宿泊税を導入いたします。

つきましては、別添資料により、貴協会会員の皆様への周知に御協力をお願い申し上げます。

なお、詳細は、下記ホームページでもご確認いただけます。

記

- ・ 宿泊税の制度・手続きに関すること 沖縄県総務部税務課

<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/zeikin/1003660/1036559/1036550.html>



(制度・手続き)

- ・ 税を活用した事業に関すること 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/kankotokusan/1011671/1011741/1037798/index.html>



(使途)

沖縄県宿泊税について

(旅行業関係者の皆様)



沖縄県



1. 宿泊税について



宿泊税の目的

宿泊税は、沖縄県が国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心で快適な観光の実現、観光旅客の受入れの体制の充実強化その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるために、沖縄県が導入した**法定外目的税**です。

宿泊税は沖縄観光の魅力を高めるさまざまな施策へ活用します。



受入体制の
整備



景観・自然環境
の保全



文化・歴史の
継承



安全・安心な
観光



持続可能な
観光推進

1. 宿泊税について



宿泊税の概要

沖縄県における宿泊税の概要は、次のとおりです。※本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市においても同制度となっております。

項目	内容
課税開始時期	令和9年2月1日(月)の宿泊から課税されます。 ※ 令和9年1月31日から翌2月1日にかけて行われる宿泊は課税対象外となります。 ※ 課税開始日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。
課税客体	旅館、ホテル、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為
納税義務者	宿泊者
税額	1人1泊あたりの宿泊料金に定率2%(上限2,000円) 市町村が宿泊税を課す場合、県税0.8%(上限800円)、市町村税1.2%(上限1,200円)の計2% ※令和8年3月現在、本部町・恩納村・北谷町・宮古島市・石垣市が該当
徴収方法	宿泊者(納税義務者)は、宿泊施設に対して支払います。 ※ただし、宿泊施設と旅行会社の間で合意の元、旅行会社側で徴収、事前決済とすることも可能です。
課税免除	以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません。詳細はP6～9をご確認ください。 ・学校の教育活動に伴う宿泊(修学旅行、部活動等) ・スポーツ大会、文化大会への参加に伴う宿泊(地域クラブ等) ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

2. 宿泊税の仕組み



税額



定率
2%



宿泊者1人1泊あたりの宿泊料金に、定率2%が課税されます。

(税額2,000円が上限となります。)

※ **宿泊料金**とは、食事代や消費税等を除いた**素泊まり料金**のことを言います。

ただし、課税の際には、千円未満を切り捨てた額に2%を乗じてください。

例: 宿泊料金9,850円/人・泊の場合、税額は9,000円×2%=180円となります。

※ 市町村が宿泊税を課している場合は、県税0.8%(税額800円上限)、市町村税1.2%

(税額1,200円上限)となりますが、この配分は県と市町村の間で行いますので、

所在に関わらず県内の宿泊施設は、宿泊者から2%の税額を徴収いただくこととなります。

2. 宿泊税の仕組み



$$\text{宿泊税} = \text{宿泊料金(総額 - 含まれないもの)} \times 2\%$$

(例1) 各種宿泊プランの取扱い

→ 宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金(以下「食事料金等」といいます。)が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

(例2) 1人当たりの料金が不明な場合

→ 1室を単位として料金が設定されているなど、1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。



2. 宿泊税の仕組み

宿泊料金

宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称に関わらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

【宿泊料金に含まれるもの】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・清掃代
- ・寝具使用料、寝具クリーニング代
- ・入浴代
- ・寝衣代
- ・サービス料、奉仕料 等



【宿泊料金に含まれないもの】

以下については、宿泊料金に含まれる場合であっても控除します

- ・食事代
- ・遊興費
- ・会議室の使用等に係る金額
- ・消費税、入湯税等の税・立替金
- ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀
- ・オプションとしての追加清掃代
- ・損害賠償金、等



2. 宿泊税の仕組み



計算事例: ケーススタディ

【ケースA】

ツインルーム利用



室料15,000円/2名利用

(7,500円/人で千円未満切捨)
7,000円×2%=

税額 140円/人

【ケースB】

ファミリー(ベッド追加)



室料15,000円/大人2名+
乳児1名(添い寝無料、
ベッド代3,000円追加)

(7,500円/人で千円未満切捨)
7,000円×2%=
税額 140円/人(大人)
3,000円×2%=
税額 60円/人(乳児)

【ケースC】

高級スイート(上限適用)



室料120,000円/1名利用

(課税標準額の上限)
100,000円×2%=2,000円

税額 2,000円/人
(上限)

2. 宿泊税の仕組み

課税免除

以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません。

- ア 学校の教育活動に伴う宿泊
- イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊
- ウ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊



【ア、イの対象者】

右記施設に通う児童・学生	幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校	
引率者	ア	・学校教育上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者 ・部活動等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等
	イ	・引率を行う関係者 ・クラブチーム等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等
対象外	旅行業者の添乗員、カメラマン、バスの運転手、ガイド 応援のための保護者、審判など	

2. 宿泊税の仕組み

ア 学校の教育活動に伴う宿泊

学校が行う
教育活動で宿泊を伴うもの

授業

- ・高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)
の通信制課程の面接指導(スクーリング)

学校行事(特別活動)

- ・修学旅行・林間学校・臨海学校
- ・その他これらに相当する学校行事
(リーダー研修や自然教室等を想定)

課外活動

- ・部活動(例:野球部、吹奏楽部等の活動)
- ・部活動以外による学校代表としての
大会参加(合同チームを含む)
(例:弁論大会、簿記大会等への参加)

イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊

学校以外の団体が行う
教育的意義を持つ活動で宿泊を伴うもの

地域クラブ等の活動

- ・次の団体の主催する大会への参加
 - ① 地方公共団体
 - ② 日本スポーツ協会及び当該協会に直接
又は間接に加入している団体
 - ③ 中学校体育連盟
 - ④ 公益法人等(※)及びこれらの法人に直接
に加入している人格のない社団等(スポーツ
に係る活動を行っている団体を除く。)
- ※公益法人等:公益社団法人、公益財団法人、
一般社団法人(非営利型法人に限る。)、一般
財団法人(非営利型法人に限る。)、NPO法人

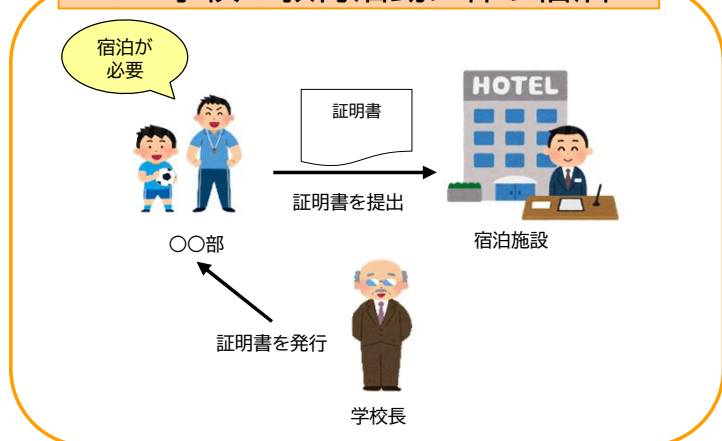
2. 宿泊税の仕組み



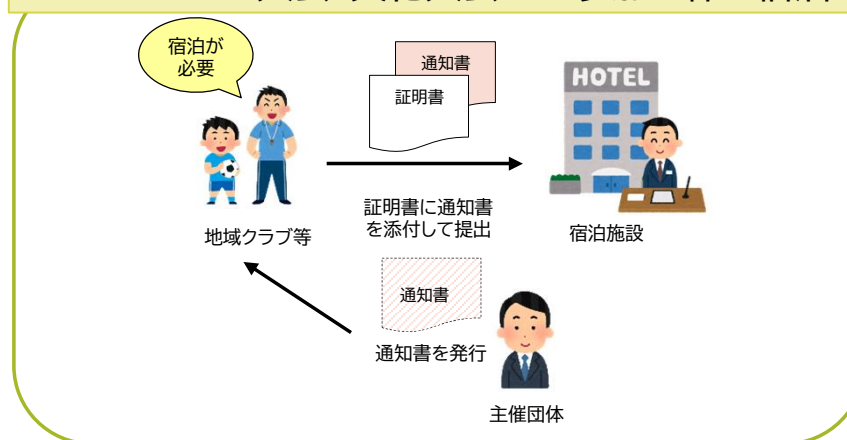
- 課税免除に関して、
アについては「学校の教育活動であることの証明書(学校用)」
イについては「日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書(地域クラブ等)」及び「宿泊税課税免除申請に係る大会通知書」を宿泊施設へ提出することが必要。
- 宿泊施設側では、課税免除の判断を証明書及び通知書の有無で行います。
※証明書等を宿泊施設へ提出しない場合は、課税免除とはなりません。

■ 課税免除を受ける場合の手続き(イメージ図)

ア 学校の教育活動に伴う宿泊



イ スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊



証明書の様式は、沖縄県HP(<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/zeikin/1003660/1036559/1038175.html>)のほか、本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市のHPに掲載いたします。

宿泊施設の所在を確認の上、それぞれのHPより入手願います。各HPへのアクセスについては、P11をご覧ください。



3.ご協力をお願いしたいこと



お願い1 宿泊者への分かりやすい周知に御協力をお願いします。 ※可能な範囲での対応をご検討ください。

【周知に関する取組例】

- ◎ ホームページの予約申込画面やパンフレット等に、宿泊税の有無について記載する。
- ◎ 宿泊税の支払い方法(クレジットカード払いや現地現金払いなど)を、ホームページ等に掲載する。
- ◎ 宿泊予約サイト等に、沖縄県の宿泊税の概要若しくは、沖縄県ホームページの下記リンクを掲載する。

リンク先URL:<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/zeikin/1003660/1036559/1036550.html>



沖縄県HP

お願い2 各宿泊施設への確認に御協力ください。 ※可能な範囲での対応をご検討ください。

【確認に関する取組例】

- ◎ 予約サイトの販売価格設定時、宿泊税を含めるか含めないか等について確認する。
- ◎ 宿泊施設が企画するプランに、宿泊税が含まれているか等を確認する。

お願い3 領収書への宿泊税の記載に御協力をお願いします。

- ◎ 宿泊税を事前決済した場合は、宿泊税の名称と支払われた金額を領収書に記載する。

※ 日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」となります。

お問い合わせ先

【沖縄県】

◎宿泊税の制度・手続に関すること

沖縄県総務部税務課

TEL:098-866-2101



<https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/zeikin/1003660/1036559/1036550.html>

◎宿泊税の用途に関すること

沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課

TEL:098-866-2763



<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/kankotokusan/1011671/1011741/1037798/index.html>

【市町村】

◎本部町住民課宿泊税担当

TEL:0980-47-2417

<https://www.town.motobu.okinawa.jp/doc/2025101000023/>



◎恩納村税務課宿泊税担当

TEL:098-966-1206

<https://www.vill.onna.okinawa.jp/politics/1773127460/>



◎北谷町税務課宿泊税担当

TEL:098-982-7706

<https://www.chatan.jp/smph/seikatsuguide/zeikin/oshirase/syukuhakuzei.html>



◎宮古島市税務課宿泊税担当

TEL:0980-72-0841

<https://miyakojima.cmskit.jp/kurashi/zeikin/2026-0311-1111-48.html>



◎石垣市税務課宿泊税担当

TEL:0980-87-9025

<https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/zeimu/index.html>



沖縄観光ブランド「Be.Okinawa」

美しい自然とあたたかい人たちに囲まれて、本来の自分を取り戻せる島



沖縄の人々の生き方そのものが、物語となって、
その魅力をカタチ作っている。
その豊かな物語性に触れられるからこそ、
沖縄を訪れた人々は、自らを振り返り、元気づけられる